

成田市立豊住小学校「学校いじめ防止基本方針」

本校の学校教育目標である「ふるさとを愛し 共に未来を拓く 児童の育成」のためには、いじめのない安心安全な学校づくりがその基盤となる。いじめは、学校教育の重要課題であるとともに、日頃より、学校教育全体を通して行うものととらえる必要がある。そこで、「成田市立豊住小学校『学校いじめ防止基本方針』」を策定し、いじめを許さない学校づくりに全力で努めるものとする。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

<いじめに対する基本認識>

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる。誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れ替わることもあり得る。
- ②いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。
- ③いじめは見えにくく、大人が気づかないところで行われていることがある。また、被害児童・加害児童だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」もいじめを助長する存在である。
- ④いじめ問題は、学校の在り方や教職員の児童観、指導の在り方が問われる問題である。教職員は、いじめに関して、些細なことも見逃さず、また、その言動等が大きな影響力を持つことを認識して、最新の注意を払って指導に当たらなければならない。
- ⑤いじめ問題に対しては、被害者の立場に立って親身になった指導を行うことが求められる。児童の悩みを親身になって受け止め、あらゆる機会を捉えて危険信号を鋭敏に感知するよう努めなければならない。また、他者の生命や安全を脅かす問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応が必要である。
- ⑥いじめ問題は、家庭の在り方に大きく関わる問題である。いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。
- ⑦いじめは、学校・家庭・地域社会などが一体となって真剣に取り組むべき問題である。いじめの解決に向けて、関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。

2 基本理念

- いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行わなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童及びいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命及び心身を保護することが何より重要であることを認識して、国、県、市町村、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まなければならない。
- 児童は、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

(1) いじめの禁止

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

(2) 方針

いじめをうまない校風を整える

- 全教職員がいじめに対する認識を共有し、「いじめを許さない」という一貫した強い姿勢を貫く。
- 児童・教職員のいじめ問題に関する理解を深め、人権感覚を高めるとともに、心の通う温かな人間関係を構築する。

いじめをしない資質を育てる

- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進するとともに、個々の知性・意志・道徳性・体力を養う指導の強化を図り、いじめに向かうことのない強い心と体を培う。

いじめをやめさせる指導を徹底し、被害児童を守る

- いじめの早期発見・早期解決に向けて様々な手立てを講じ、組織的に取り組む。
- 被害児童の心の痛みを第一に考え、問題を見過ごすことなく、徹底して守り抜く。
- 家庭・地域の実態把握に努め、学校の指導方針に対する理解を求めて協力体制を強化する。
- 関係機関や各種団体、専門家とも協力して、迅速かつ根本的な問題の解決を図る。重大な事案に関しては、直ちに教育委員会に報告し、警察に相談・通報する。

3 学校及び教職員の役割

学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

4 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、その対策のための組織を置き、その名称を「**いじめ防止対策委員会**」とする。

イ 役割

- ①学校基本方針に基づいた計画の策定、取り組みの実施
- ②学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集・記録・共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった場合の組織的対応（緊急会議の開催）
- ⑤重大事態の調査

ウ 組織の構成

全職員及び相談員、必要に応じてPTAの役員等を加える。

エ 活動内容

＜未然防止に向けた活動＞

- ①学校体制の確認・検討
- ②年間計画の作成・実行・検証・修正
- ③早期発見のための措置，教育相談の取り組みについての検討
- ④いじめの状況把握及び分析
- ⑤研修会等の実施

＜問題解決に向けた活動＞

- ①いじめの情報の迅速な共有・事実関係の聴取
- ②指導や支援体制，対応方針の決定・共通理解
- ③保護者，関係機関や専門家等との連携

＜学校体制及び取り組み改善に向けた活動＞

- ①取り組みについての評価
- ②再発防止のために必要な措置の検討

オ 開催回数及び開催日（緊急開催を含む）

「いじめ防止対策委員会」は，校長が招集し，状況に応じて随時開催するものとする。

カ その他

必要に応じて緊急会議（ケース会議含む）を行う。

（２）いじめ未然防止

ア 未然防止に資する取り組み

- ①「いじめを許さない，見過ごさない」校内規律の確立・正義の通る校風の構築

学校生活を営む上で必要な規律について，全職員の共通理解・共通行動のもとにその維持を図る。また，規範の意義を児童に理解させ，人間の強さ・弱さを見つめながら自らをコントロールし，より良く生きようとする自律心や正義感，公正さを重んじる心を育む。

- ・学校教育目標の具現化に向け，全職員が同じベクトルで毅然とした粘り強い指導を行い，学習規律・生活規律の徹底を図る。「とよすみっこのめあて」を各教室に掲示し，すべての児童がよりよい学校生活を送ることができるようにする。
- ・「いじめ」に関する指導を計画的・継続的に行い，いじめが心身に及ぼす影響等いじめに関する児童の理解を深める。
- ・全校児童での「豊住小人権宣言」を行う。いじめゼロに向けた児童会活動や学級会活動等，いじめ問題を解消していくために，自主的・主体的な活動に取り組ませる。

- ②児童の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育の推進

「児童１人１人のよさを大切にする学校づくり」を合い言葉に，児童個々を大切にした教育を推進する。小規模学校のよさを生かし，児童を主役とした教育活動を展開して，活動への達成感・達成感を味わわせるとともに，それぞれの将来に対する夢を育み，自己肯定感・有用感を高める。

- ・豊かな情操を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を培うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、道徳授業はもとより、全教育活動を通した**道徳教育の充実**を図る。「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」を重点項目として日常的な取り組みを推進するとともに、児童の道徳的な成長（道徳的心情・実践力）を適切に見取る。
- ・**人権週間**を2学期に位置づけ、計画的な指導を行う。映像資料を活用する等内容や方法を工夫して児童の心を揺さぶり、人権尊重の精神の涵養を図る。また、**命を大切にするキャンペーンを活用**した実践的取り組みを行い、「人の命の重さ」について考えさせる。
- ・日々の活動や学校行事等の中で、**児童個々がその能力を発揮し、活躍できる場**を意図的に設けるとともに、一人一人の自己実現を援助して、すべての児童に自己存在感を与える。
- ・学習活動においては、それぞれの**考えを交流する活動**を大切にして自他を認め合う心を育てる。
- ・生徒指導の機能を生かした「**わかる授業づくり**」や「**個に応じた指導**」を通して学力を高め、すべての児童が自信や向学心をもって生活できるようにする。また、**主体的に取り組める学習活動を工夫**して、個性の伸長を図る。

③人との関わり方を身につけるための教育活動の位置づけ

様々な場面における人との関わりの中で、相手の心の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけさせるための意図的な教育活動を推進する。また、実際の関わりを通して、より豊かな人間関係を築いていくための実践力を身につけさせる。

- ・**ピアサポートやソーシャルスキルトレーニング**を実施し、集団生活を営む上で必要な豊かな人間性や社会性、耐性や想像力を身につけさせる。
- ・**福祉活動や異学年交流（なかよし班活動・合同体育等）等**、他者と関わる活動を年間教育計画の中に位置づけ、児童のコミュニケーション能力や問題解決能力を高める。

④安心して自分を表現できる居場所づくり・絆づくり

教職員は、どの児童に対しても等しく愛情をもって接する。児童個々の能力に応じた指導支援を行うとともに、それぞれの努力の過程や成果を適切に評価し、その成長を温かく見守って、学校や教室が児童にとって安心して過ごすことのできる場所になるようにする。また、児童の考えを引き出し、生かしながら、教育活動を推進する。

- ・様々な児童の**表現活動の場**を設け、すべての児童の思いや願い、地道に努力する前向きな姿勢を認め合う。
- ・**言語活動や言葉遣いについての指導を重視**し、時と場に応じて適切に自分の思いを表現する自己表現力を高めるとともに、互いの思いを尊重し、考えを伝え合える学校・学級づくりに努める。
- ・**児童会活動や学級会活動の活性化**を図る。話し合いにより運営を進める中で、個の考えを生かす場を保障し、自分たちの手で学校をよりよくしていこうとする自主的な態度や自治的な能力を培う。

⑤人と繋がる喜びを味わう体験活動の重視

生きた社会との関わりや様々な人との出会いを通して、自己の生き方について考えさせる。発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、体験を通じた気づきを大切にするとともに、他と関わる中で自己を見つめることができるように指導する。

- ・各教科等における体験活動の充実を図る。社会体験・自然体験・交流体験等を計画的に実施し、感動や喜びを分かち合い共有させる。
- ・地域人材の活用や地域行事への参画を通して、自分も地域社会の一員であることを自覚させ、人と関わることの喜びを実感させる。（新型コロナウイルス感染対策により、実施不可能の場合あり。）

イ いじめ防止等の啓発運動

家庭は、児童の人格形成に第一義的な責任を有しており、いじめの問題の解決のために極めて重要な役割を担っている。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要であることについて、保護者の認識を高めるため、様々な機会を通して啓発活動を行う。

- ・教職員・児童・家庭への「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底を図るとともに、授業参観や保護者会、各種たよりや学校ホームページ等の広報活動により、いじめ未然防止のための対策や対応についての啓発を行う。
- ・特に、いじめ防止月間（思いやり月間）を中心に、積極的に啓発活動を推進する。
- ・家庭教育学級や教育ミニ集会で人権をテーマに取り上げる等、いじめに関する研修を行う。
- ・必要に応じ、学校と保護者等との意見交換や連絡協議の場を設定する。

ウ その他

- ・校内に死角を作らない。教職員が、児童とともに過ごす機会を積極的に設け、「児童がいるところには教職員がいる」ようにするとともに、児童の居場所や交友関係、遊びの傾向等の把握に努める。

（３）いじめの早期発見

ア 定期的な調査と教育相談

①観察シート

- ・児童の日常生活の様子に目を配るほか、日記や活動の振り返りカード、友達との会話の内容等から児童の内面理解に努め、気づいたことを「個別チェックシート」に記録する。

②教育相談（個別面談）

- ・教育相談期間を設け、全児童を対象として教育相談を実施する（各学期）。解決すべき問題があるときには、随時行う。

③生活実態調査

- ・ **学校生活アンケート**を実施し、学校や家庭での生活や学習の実態について児童と保護者が一緒に振り返りを行う。（各学期）

イ 相談体制と相談窓口

児童等及び保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。相談体制を整備するに当たっては、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利、その他の権利が擁護されるよう配慮する。また、校内の職員からの情報共有を密にし、報告・連絡・相談体制を整える。

①相談体制の整備

- ・ 児童・保護者の相談窓口として、「**教育相談窓口**」及び「**体罰・セクハラ相談窓口**」をおき、それぞれ、校務分掌に位置づける。
- ・ 全職員がそれぞれの立場から、全校の児童に教育相談的な関わりを持つ。

②相談しやすい環境づくり

- ・ 相談窓口について、児童や保護者への周知を図るとともに、**相談コーナー（保健室）**や**相談ポスト（あのねポスト）**を設ける。
- ・ 教職員と児童との信頼関係の形成に努めるとともに、日常生活の中での教職員の声かけ等、日頃から児童や保護者が**気軽に相談できる環境**をつくる。

◆本人からの訴えには

事実関係や気持ちを傾聴する。

心身の安全を保証する。

◆情報提供者には

勇気ある行動をほめ、認める。

情報提供による新たないじめの発生を防ぐため、相談時間や場所等に十分配慮する。

◆保護者に対しては

日頃から密に連絡を取り、信頼関係を築く。

保護者の気持ちを十分察して接する。一方的な指摘等は避ける。

③スクールカウンセラー・相談員の活用

- ・ 教育相談週間のほか、スクールカウンセラー・**相談員による教育相談日**を設定し、カウンセリング体制を整備する。

④相談への対応

- ・ 児童・保護者から相談を受けた際には、管理職に相談する。必要に応じて、ケース会議を開き対応する。
- ・ 相談者の**プライバシーの保護**を厳格にする。

ウ 教職員の資質向上

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な研修を計画的に行う。

特に、専門家等を講師とし、**カウンセリング技量などのスキルや指導力向上をめざした研修**や**具体的な事例研究等**，実践的で実効性のある研修を推進する。

エ インターネットを通して行われるいじめ対策

大人が気づきにくいネット上で、いじめが進行している点が問題の早期発見を困難な状況にしている。インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童等及び保護者に対して必要な啓発活動や指導を行う。

① 最新の動向や実態の把握

- ・ 小学校低学年から保護者に働きかけ、現状の問題点や家庭でのルールづくりやフィルタリング等の必要性を啓発し、**発達段階に応じて児童自らがインターネットを通じて行われるいじめについて考え、議論し決定する取り組みなどを通して**，学校と家庭の連携を深めながら、情報モラル教育を推進していく。
- ・ 保護者と連携し、児童が携帯電話やインターネットをどのように利用しているのかといった、その**利用実態の把握**に努める。

『ネット上のいじめ』の特殊性による危険性

- 1) 不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなること
- 2) ネットが持つ匿名性から安易に書き込みが行われている結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなること
- 3) 子どもたちが利用する学校非公式サイト(いわゆる「学校裏サイト」)を用いて、情報の収集や加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されていること
- 4) 保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難であること

② 情報モラル教育の充実とルールの徹底

- ・ 小学校低学年段階から「**情報モラル**」を確実に身に付けさせる。情報教育の指導計画に基づき、各教科等を通じて、児童の発達段階に応じた「情報モラル」に関する指導の充実を図る。児童の実態に応じ、**外部人材の協力**も得ながら、適切な指導を行う。
- ・ **携帯電話等の取扱いに関するルール（成田中学校区共通）**を徹底する。
- ・ 家庭に対し、情報モラルについて家庭内でしっかりと話し合うことを呼びかけるとともに、**有害情報に関する意識の向上**を図り、**フィルタリングの普及**を働きかけていく。

- ③「ネット上のいじめ」の未然防止・早期発見・早期対応
 - ・日頃から「ネット上のいじめ」に関して**児童が発する危険信号を把握**するように努める。
 - ・「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童へのケアとともに、サイト管理者やプロバイダ等への書き込みの削除要請などの面で、迅速かつ適切な対応を図る。
 - ・学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局・地方法務局に相談して対応する。
- ④いじめられた児童等へのケア
 - ・誹謗・中傷を発見した場合等には、家庭とも連携して、**被害児童へのきめ細かなケア**を学校全体として行い、最後までしっかりと守り通す。
 - ・『ネット上のいじめ』の特徴として、加害児童が簡単に被害児童になってしまうことがあることから、加害児童に対しても同様に迅速かつ適切な対応を行う。

オ その他

- ・児童の問題傾向を把握するために、教職員は、日常的な情報交換を心がけることはもちろん、保健室来訪の際に養護教諭は「**来室者カード**」を、担任は「**生徒指導ファイル**」に記録を残し、**必要な情報を共有**することができるようにする。

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制

いじめの発見・通報を受けた場合には、校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。

- 校長、教頭、生徒指導主任は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ**対応を指示**したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、**逐次報告を受ける**など、その解決に至るまで適切にフォローする。
- いじめの訴え等を学級担任が**一人で抱え込むようなことはあってはならず**、校長への適切な報告等がなされるようにする。

(2) 事実確認と報告

教職員がいじめの事実またはいじめと思われる事案を把握した場合は、速やかに管理職に報告する。校長は、聞き取りやアンケート調査等の調査を行い、速やかに事実確認を行う。また、犯罪行為、生命に関わる事案など、緊急を要する場合は、直ちに教育委員会に報告する。

事実確認を要する事項

- 1)被害者氏名
- 2)いじめの状況
 - いじめの事実の有無、いじめの態様・頻度
 - 加害者氏名・周囲の人間関係、保護者の状況
 - いじめの発端と いじめ発覚のきっかけ 等
- 3)その他
 - 親への相談状況 教師への要望 等

- 事実確認のための面談**は、場所と時間に注意して慎重に行い、被害者の気持ちを理解することに努めながら、いじめの実態を聴取する。
- 加害者への働きかけを個別に速やか行う。加害者が複数の場合は、同じ時間内に、全員と個別に聞き取りを行う。**いじめに到る心理的な背景**に配慮して聴く。
- 面談者は、5W1Hを丁寧に確認し、**聞き取りシート**に時系列に整理して正確に記録しておく。因果関係の特定を急がず、客観的事実から問題の構造を洞察する資料とする。
- 学級で解決した問題は、担任が管理職に報告後、**対応シート**を作成して提出する（担任→生徒指導主任→教頭→校長）。全校体制で取り組む問題については、教頭が対応シートを作成し、ケース会議を開いて共通理解を図る。全校で取り組むべきかどうかの判断は、校長が行う。
- 校長は、調査結果を**教育委員会に報告**する。

（３）いじめ被害者及び保護者への対応

- 被害児童の立場に立って**訴えを傾聴**するとともに、秘密は守り、当該児童を**守り通す姿勢**を示すとともに、安心して学校生活を送れるようにするための**具体的な対策**を講じる。
- 被害児童に保護者への相談の意志の有無を確認した上で、必要に応じて早急に保護者と連絡を取り、**面談や家庭訪問**をする。保護者に事実関係の報告、今後の学校の対応方針、支援の具体策を説明し、被害者を絶対に守るという学校の姿勢を示す。
- 保護者の不安、怒りを真摯に受け止め、教師と保護者の**いじめに対する認識のズレ**により、問題を複雑化しないようにする。被害者家庭との連絡を密にするとともに、学校への要望等を謙虚に受け止め、改善が図れるように努める。
- 状況に応じ、心理、福祉等に関する**専門的な知識を有する者の協力**を得て、被害児童またはその保護者に対する組織的かつ継続的支援を行う。（不安の解消、自尊感情・自己肯定感の向上、自己理解・課題克服・自立への支援、人間関係の改善充実）
- いじめが解決したと見られる場合でも、**十分な注意と必要な指導を継続**する。
- 保護者の希望に応じ、教育委員会の指示を受け、**学校の指定変更、区域外通学の認可措置**について配慮する。

（４）いじめ加害者及び保護者への対応

- 事実確認を行い、言い逃れを許さず、**事実をきちんと認識**させる。被害者のつらさ、心の傷に気付かせながらねばり強く指導する。
- いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることを理解させ、きちんと**謝罪**させる。
- 必要があると認めるときは、一定期間、被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる**特別の指導計画による指導**を行う。
- 場合によっては、**出席停止の措置、警察への告発、関係機関との協力**等、毅然とした対応をする。
- 加害児童の保護者に対しては、我が子が起こした問題についての理解が得られるように、いじめの事実を冷静かつ正確に伝え、学校の取組方針を伝える。我が子の責任を十分認

識させ、被害者への謝罪をするように促す。**保護者としての責任の果たし方**について学校も協力して考え、**本人の立ち直り**を目指す。

(5) 傍観者への指導

- いじめは**学級・学校等集団全体の問題**として対応していく。臨時集会等を開くなど、速やかに適切な指導を行う。
- 傍観者等については、状況聴取の上、他人事ではなく**自分の問題として自覚**させる。いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることの徹底した指導を行うとともに、観衆（＝いじめを強化する存在）・傍観者（＝いじめを支持する存在）も加害者と同様との認識に気づかせる。
- 情報提供した児童**については、その後、情報元を特定され、そのことを攻められたり、次のいじめの対象となったりしないように、十分配慮する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

「重大事態」とは、

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等
 - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合など
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- 「**生命、心身又は財産に重大な被害**」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
 - 1) 児童等の自殺企図や未遂、実行の場合
 - 2) 身体に重大な傷害（自傷行為を含む）を負った場合
 - 3) 金品等に重大な被害を被った場合
 - 4) 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定され、児童等の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

(2) 発生の調査報告

ア 調査組織の招集

- 重大事態が認められた場合、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、校長は、「いじめ防止対策委員会」を招集する。本委員会を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えて**調査組織を設置**する。

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

- 当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、**質問紙調査その他の適切な方法**により調査を行う。

- 質問紙調査の実施により得られた結果については、被害児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの**事実関係を網羅的に明確**にする。
- 重大事態と思われる案件が発生した場合には、校長は、その事実及び調査結果を直ちに**教育委員会に報告**する。

＜いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合＞

- ・いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等に質問紙調査などを行う。この際、いじめられた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

＜いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合＞

- ・児童等の入院や死亡等、いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。調査方法については、在籍児童等に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。

ウ 保護者等への情報提供

- いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった**事実関係等その他の必要な情報・調査の進捗状況等及び調査結果**を適切に提供し、説明する。
- これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の**個人情報に十分配慮**する。

（３）調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

- 教育委員会による必要な指導及び支援**を受け、また、**関係機関と適切に連携**して対応にあたる。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。

イ 再発防止

- 児童の人格の成長を旨とする教育的配慮**のもと、再発防止に向けた取り組みを行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で行う。

ウ その他

- 情報提供に当たっては、初期の段階における断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意し、必要に応じて**再調査**を行う。ただし、調査対象となる児童等への**心理的な負担を考慮**し、適切に役割分担を図って重複した調査が行われないようにする。
- 児童の人権保持やいじめ被害等の拡大について十分考慮する。特に、**報道関係への対応**については、窓口を決め、特別の注意を払って行う。

7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

○[学校ホームページ](#)にて「学校いじめ防止基本方針」を公表する。

(2) 学校評価等

○学校は、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われ、いじめの未然防止、早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について適正な評価を行う。

○その際、県の[チェックポイント点検表](#)を活用する。

(3) 基本方針の見直し

○いじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応を取る。また、いじめ問題への取り組みに対する点検・評価に基づき、[年度ごとに本基本方針を見直す](#)。

(4) その他

○学校は、いじめの事実にしっかりと向き合う。いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては事実が隠蔽されてはならない。

平成26年	2月28日	策定
令和4年	5月2日	改訂
令和5年	4月1日	確認
令和6年	4月1日	確認
令和7年	4月1日	確認
令和7年10月	1日	改訂